情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

住宅宿泊事業者等情報の警察への外部提供について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第12条第2項第4号(外部提供)

(担当部課:健康部衛生課)

事業の概要

事業名	住宅宿泊事業法令に基づく監視指導等
担当課	衛生課
目的	住宅宿泊事業の適正な運営を確保する。
対象者	住宅宿泊事業者及びその法定代理人

事業内容

1 背景

宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業、いわゆる「民泊」の実施を可能とするため、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)が平成30年6月15日に施行される。区は、新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例に基づき警察、消防その他の関係機関と連携して本事業を適正に運営していくこととしている(資料6-1)(資料6-2)。

2 民泊制度運営システムの運用等

住宅宿泊事業を営もうとする者は、原則として、国(観光庁)の民泊制度運営システム(以下「国システム」という。)を介して住宅宿泊事業を営む旨の届出(以下「事業届出」という。)を行う(資料6-3)。

本区衛生課で事業届出の受付処理を完了した後、本区ごみ減量リサイクル課及 び清掃事務所では、事業届出に係る住宅(以下「届出住宅」という。)の周辺住民 からの苦情等に迅速に対応するため、国システムの情報を閲覧し、住宅宿泊事業 者に対し必要な指導を行う。

本区建築指導課においては、届出住宅の間取り図などを共有し、防火区画や非常照明設備などの安全措置状況の確認等を行う。

なお、法第68条第1項の「住宅宿泊事業等関係行政事務」を処理するため、 届出住宅に係る情報については、現在衛生課で保有している保健情報システム (対物系・環境衛生サブシステム)にて、情報管理を行う(平成29年度第8回審 議会にて承認・了承済み)。

3 住宅宿泊事業者情報の外部提供

住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するため、必要に応じて住宅宿 泊事業者に係る情報を警察と共有し、区及び警察が連携して、是正のための調査、 立入り、注意指導その他の必要な措置を講ずる。

なお、当該情報の共有は、保健情報システムから出力した文書を手渡しにより 警察に提供することにより行う。

件名 住宅宿泊事業者等情報の警察への外部提供について

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	住宅宿泊事業等関係行政事務
登録業務の目的	住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図ること
外部提供の相手方	警察
外部提供を行う理由	住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するために、住宅宿泊事業者に係る情報を警察と共有し、連携して調査、立入り、注意その他の必要な措置を講じ、 住宅宿泊事業の適正な運営を確保する。
外部提供を行う情 報項目	資料6-4のとおり
外部提供を行う際 に使用する記録媒 体	紙
外部提供に当たっ ての区としての情 報保護対策	1 本件外部提供は紙媒体で行うこととし、電子メールでのデータ送信は行わない。 2 警察手帳等の身分証明書の提示を求め相手が警察職員であることを確認し、直接手渡しにより外部提供する。 3 いつ、誰に情報を提供したのか処理記録票に記録する。
外部提供の相手方 としての情報保護 対策	1 警察は、「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づき、提供を受けた情報を適正に処理する。2 文書の保管にあたっては施錠を行うなど、管理を徹底する。3 警察は、当該情報提供に係る案件の処理が完了した際は、区から提供された情報を廃棄する。
外部提供の時期	審議会承認日(以降継続)
緊急時の外部提供 における本人通知 の状況	***********